

大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱等

目 次

| | | |
|----|----------------------|---|
| 1. | 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要 | 2 |
| 2. | 大阪府公共工事等不当介入対応要領 | 8 |

1. 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5及び第167条の11の規定に基づき公共工事等の適正な履行を確保し、並びに大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号。以下「条例」という。)第10条及び第11条の規定に基づき暴力団を利用する行為を防止するため、暴力団員及び暴力団密接関係者を公共工事等から排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約、測量・建設コンサルタントの業務委託契約、物品の購入契約その他の調達契約のうち、大阪府が発注する調達契約をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)をいう。
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 入札参加資格 公共工事等に関する地方自治法施行令第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。

- (7) 入札参加資格者 大阪府の入札参加資格を有する者をいう。
- (8) 入札参加除外部会 大阪府暴力団等排除対策会議設置要綱(平成23年4月1日施行)第6条に規定する入札参加除外部会をいう。
- (9) 登録取下げ者 条例第11条第1項第4号に規定する入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者をいう。
- (10) 下請負人等 条例第10条に規定する下請負人等をいう。
- (11) 契約担当者 知事並びに大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第3条及び大阪府企業財務規則(昭和39年大阪府規則第28号)第3条の規定により知事から契約に関する事務を委任された者をいう。

(入札参加除外措置等)

- 第3条 知事は、入札参加資格者が、別表に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、入札参加除外部会の議を経て、同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。
- 2 前項の規定は、登録取下げ者及び入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員とする経常建設共同企業体(中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、経営力・施工力を強化する目的で結成した共同企業体をいう。)として大阪府に登録している者についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表各号の規定の適用については、これらの規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。
- 3 知事は、前2項の規定により入札参加除外措置を行った入札参加資格者及び登録取下げ者(以下「入札参加除外者」という。)から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札参加除外部会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除等するものとする。
 - (1) 別表第1号の措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から2年
 - (2) 別表第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から1年
- 4 前項の場合において、知事は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札参加除外者に対して求めることができる。
- 5 知事は、第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 知事は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、入札参加除外部会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 契約担当者は、公共工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

- 2 契約担当者は、公共工事等の一般競争入札を行うに際し入札参加資格を認めた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 契約担当者は、公共工事等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

- 2 契約担当者は、公共工事等の指名競争入札を行うに際し指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 契約担当者は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 入札参加除外者
- (2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第8条 契約担当者は、公共工事等の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

- 2 契約担当者は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該公共工事等の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。
- 3 第5条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同企業体（大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による

施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する共同企業体をいう。)についても適用する。

(契約の解除)

第9条 契約担当者は、条例第11条第1項第6号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第10条 契約担当者は、公共工事等の相手方に対し、条例第11条第2項の規定により、当該公共工事等の相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、大阪府に提出するよう求めるものとする。

2 知事は、前項に規定する誓約書を提出した公共工事等の相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき(第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。)は、入札参加除外部会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

- (1) 暴力団員又は大阪府暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第3条第1項第5号に掲げる者のうちに暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年
 - (2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者(前号に該当する事業者を除く。)に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年
- 3 知事は、公共工事等の相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった入札参加資格者に対し、大阪府入札参加停止要綱(平成23年4月1日施行)に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

(指定出資法人等への協力要請)

第11条 知事は、第3条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、大阪府の公の施設の管理運営を委託している指定管理者、大阪府が設立した地方独立行政法人及び大阪府の指定出資法人に対して、その所管部局長を通じて、同様の措置を行うよう求めるものとする。

(関係機関との連携)

第12条 知事は、この要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札参加除外措置の通知等)

第13条 知事は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札参加除外措置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起措置又は第10条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

大阪府建設工事暴力団対策措置要綱は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府暴力団等排除措置要綱の規定による指名除外は、改正後の大阪府暴力団等排除措置要綱の規定による入札参加除外とみなす。

3 改正後の大阪府暴力団等排除措置要綱第3条第4項の規定は、この要綱の施行の際に現に指名除外を受けている場合についても適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表(第3条関係)

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|-----------------------------------|
| 1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。 | 当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。 |
| 2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 | |
| 3 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。 |
| 4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 | |
| 5 入札参加資格者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。 | |

2. 大阪府公共工事等不当介入対応要領

1 目的

この要領は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第12条の規定の趣旨に基づき、公共工事等において、暴力団を利すことのないよう、当該契約の相手方及びその下請負人等（以下「受注者等」という。）が不当介入を受けたときの対応について定めるものとする。

2 不当介入の内容

暴排条例第12条第1項に規定する不当介入については、具体的に次のような行為をいう。

- (1) 作業員の安全管理、資材の保管状況、警備員の交通規制等の現場管理上の問題に起因した言いがかり
- (2) 迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等、名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為
- (3) 労働者の雇用、下請工事の参入、特定資材の納入受入れ、物品の購入及び自動販売機の設置等を不当に要求する行為
- (4) 不当な手段又は方法による面談を要求する行為

3 不当介入の報告

発注者は、次に掲げる者（以下「暴力団員及び暴力団密接関係者等」という。）から不当介入を受けたときは、受注者等が速やかに府に報告するよう指導しなければならない。

- (1) 暴力団員及び暴力団密接関係者
- (2) 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の暴力的な要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人（前号に掲げる者を除く。）

なお、暴力団員及び暴力団密接関係者等であるかが不明な場合や要求の内容の一部に正当な部分があるなど、不当介入に当たるのかどうか判断に迷うものにあっては、発注者は積極的に大阪府総務部契約局に相談するものとする。

4 報告の方法（別紙1「不当介入対応フローチャート」参照）

- ① 受注者等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに、別に定める「不当介入等報告・届出書（別記様式）」（以下「報告・届出書」という。）により、発注者に報告し、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者（以下「対策担当者」という。）に届出するものとする。ただし、暇がなく口頭による連絡を行った場合は、後日、報告・届出書を各々提出するものとする。
- ② 報告を受けた発注者は、直ちに受注者等及び管轄警察署の対策担当者と連携し、必要に応じて現場に行き事実確認するなど、速やかに対応を図るものとする。また 発注者は、受注者等に対し不当介入事案に対する措置結果について、報告・届出書の（その2）により、発注者及び管轄警察署の対策担当者に報告するよう指導するとともに、その顛末を契約局に報告するものとする。
- ③ 報告を受けた契約局は、大阪府警察本部刑事部捜査第四課暴力団対策室と連携して、不当介入に対する対応策などを指導するものとする。

5 特記仕様書等への記載

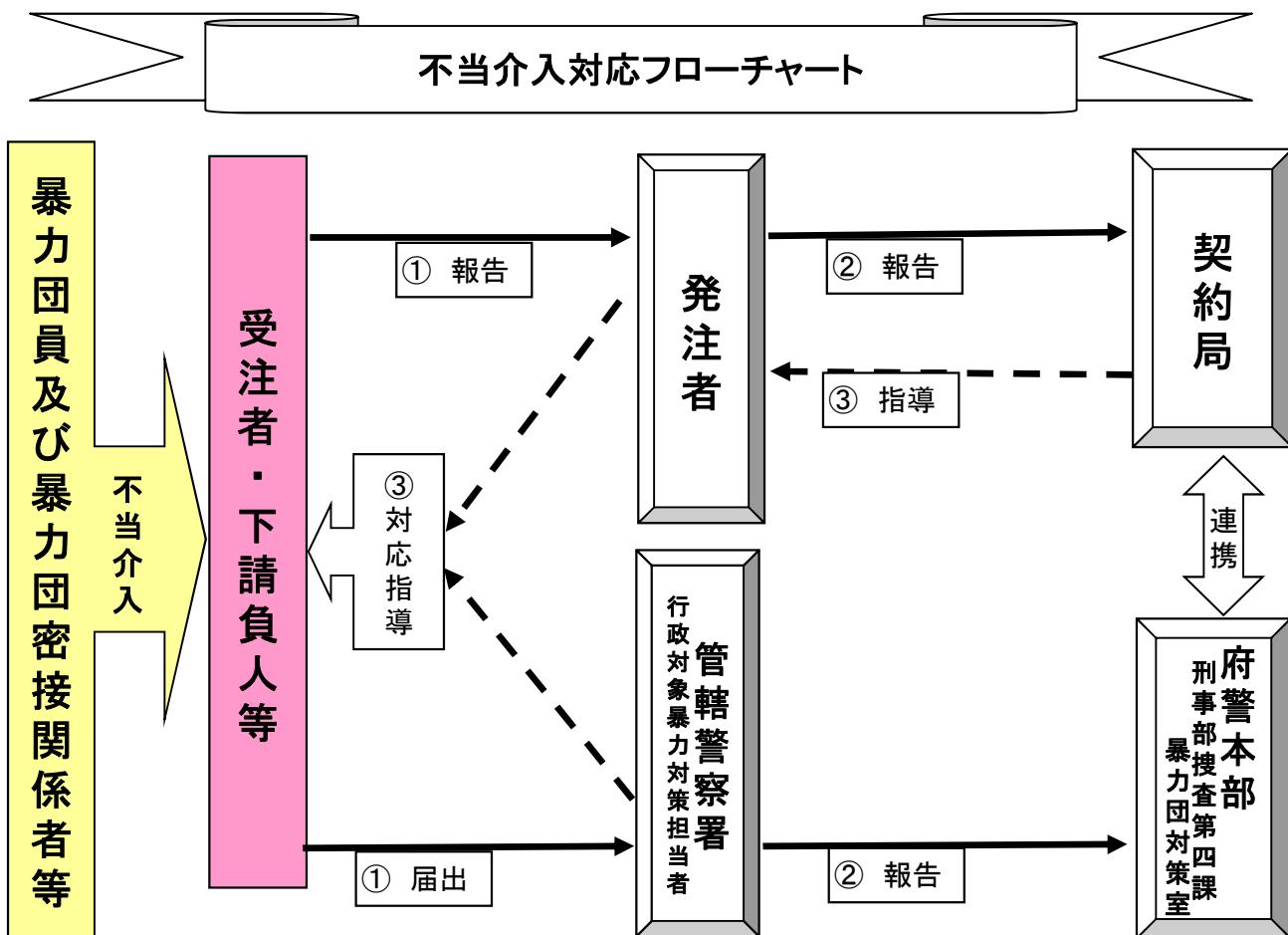
発注者は、不当介入があった場合の受注者等から発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）について、別紙2「特記仕様書等の記載例」を参考に、仕様書等に記載し、受注者等に對し当該報告・届出を徹底するよう指導しなければならない。

6 関係機関等の緊密な連携確保

発注者は、契約局及び管轄警察署との連携を図り、公共工事等への暴力団員及び暴力団密接関係者等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 従前の不当介入対応マニュアルは、廃止する。



【特記仕様書等の記載例】

(不当介入に対する報告・届出等)

第〇条 乙は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、甲への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

- 2 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、甲に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- 3 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

別記様式

(その1)

平成 年 月 日
様

| | |
|----------|--|
| 報告者(業者名) | |
| 所 在 地 | |
| 担当者・連絡先 | |

不 当 介 入 等 報 告 ・ 届 出 書

【 案件】(第 報)

1 対象工事等

| | |
|--------|--|
| 契約名称 | |
| 対象場所 | |
| 工事期間 | |
| 契約担当機関 | |

2 不当介入等の相手方

| | | | | |
|-----------------|-------------|------------|----------|---|
| 氏 名 | | | | 人 |
| 住所・所在地 | | | | |
| 団 体 名 | | | | |
| 団体所在地 | | | | |
| 応 対 日 時 | 平成 年 月 日() | 午前・後 時 | 分～午前・後 時 | 分 |
| 応 対 方 法 | () 電 話 | () 文書・メール | () 直接面談 | |
| | () その他 ~ | | | |
| 不 当 介 入 等 の 内 容 | () 苦情申立 | () 補償要求 | () 金品要求 | |
| | () 職務強要 | () その他 ~ | | |

(その2)

3 対応内容等

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|